

議案第15号市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案  
に対する修正案

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

第7条の改正規定中「7,400円」を「6,800円」に改める。

第9条の改正規定中「13,200円」を「10,800円」に改める。

第23条第1号ウの改正規定中「5,180円」を「4,760円」に改め、同号エの改正規定中「9,240円」を「7,560円」に改め、同条第2号ウの改正規定中「3,700円」を「3,400円」に改め、同号エの改正規定中「6,600円」を「5,400円」に改め、同条第3号ウの改正規定中「1,480円」を「1,360円」に改め、同号エの改正規定中「2,640円」を「2,160円」に改める。

#### 提案理由

国民健康保険事業の健全な運営を図るための国民健康保険税額の改定のうち、低所得者世帯の負担の軽減を図るため、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の被保険者均等割額の引き上げ幅を抑える必要がある。

これが、この修正案を提出する理由である。